

第 1524 回 (11 月 19 日)

有機農業と基準

足 立 恭一郎

ハーグ環境サミット、アルシュ・グリーンサミットなど地球環境問題に関する国際会議が 1989 年に相次いで開催された。同年は後に地球環境元年と呼ばれるようになったが、その前後から農業経済学の分野でも低投入/持続的/環境保全的な農業として有機農業への関心が急速に高まり、様々に言及されるようになった(第 2 次「有機農業」ブーム)。

しかし、一部を除き、有機農業への言及は個々人の「語感由来の有機農業イメージ」に基づいてなされることが多かった。否、研究者のみならず生産者や取扱い業者もまた語感イメージに基づき、有機農業を堆肥農業/堆肥プラス無農薬(減・低農薬)農業/高付加価値型農業/わけあり(差別化)農業/儲かる(消費者ニーズ・市場適応型)農業などと捉え、「本来の有機農業」とは似て非なる有機農業を氾濫させた。——その結果もたらされたものは、言葉および市場の混乱であった。すでに周知の如く、ひと握りの有機物を施しただけの農産物、いわゆる「葉一本の有機農産物」が「有機」を謳って市場流通し、消費者に優良誤認を与えている。

こうした現状を踏まえ、本報告では ① 語感由来の有機農業イメージの横行によってともすれば看過されがちな有機農業の原像、すなわち有機農業運動を最初に提案した日本有機農業研究会が「提携の十原則」に基づいて描く「本来の有機農業」像を再確認し、次いで ② 近年、日本でも盛んになりつつある有機農業(農産物)等の基準・定義づくりの事例と問題点等について、適宜欧米の基準等を参考にしながら考察し、最後に ③ 有機農業の普及のために何が必要とされているか、制度的阻害要因は何か、等々についての私見を縷々開陳した。

① について——本来の有機農業とは「現代の農業技術体系や農業労働観、農産物流通システム、農産物の消費構造および国の農業政策に内在する様々の歪み」を総体として是正する、草の根・等身大の「生活と農業/社会変革運動」として展開されるものであり、71 年の日本有機農業研究会の結成にその源がある。そこでは農業問題は「日本農業をめぐるトータルシステムの象徴的矛盾」「構造悪」として位置づけられ、「その解決方法もまた総合的・構造的でなければならぬ」とされている。この点、有機農業という言葉よりも持続的農業/LISA/環境保全型農業など、近年の流行語を好んで使用する研究者や行政の農業問題の規定の仕方とは異なっている。

LISA 等をいう人々の目が専ら農薬・化学肥料の使用削減といった「栽培技術の開発と普及」に向けられているのに対し、本来の有機農業を推進する人々の目は「有機農業自体の持続性(sustainability)を確保する」ための必須条件(即ち、消費行動の反省と自律、リスクの適正分担、農政・流通諸制度の変革など)にまで、周到に向けられている。

② について——基準の厳格さと表示の明解さの両面において、国際水準に達しているのは岡山県 1 件のみ。その他の「多段階有機農産物認定基準方式」をとる日本の基準は例外なく甘く(例えば生態系農業推進協議会)、表示も色を変えただけの同一図柄のラベルを使用するなど(例えば宮崎県綾町)、曖昧で明解さに欠け、消費者に優良誤認を与えやすい。また甘い基準は新規参入を容易にし、早晩、有機農産物を生産過剰に陥らせる。

③ について——有機農業の普及を阻害する制度的要因としては、玄米品位規格、野菜標準規格、農業災害補償制度の免責条項などが指摘されている。

※詳しくは『農経研季報』No. 12 の拙稿「有機農業と基準：再考」を参照されたい。